

いわゆる逆求償と保護義務違反による  
純粹経済損害としての  
「使用者の責任」  
——イングリランド法における  
「使用者責任」の基礎を参照して——

大 西 邦 弘

- I はじめに
- II 令和2年判決の検討
- III いわゆる「逆求償」をめぐる従来の学説の議論
- IV イングリランド法の参照
- V 検討——帰責の観点から
- VI おわりに

I は じ め に

最二小判令和2年2月28日裁判所時報1742号7頁（以下「令和2年判決」という）はいわゆる逆求償を認めたものと評価されているが、従来のわが国における逆求償をめぐる議論からは、民法715条の使用者責任を代位責任と位置づけるか自己責任と位置づけるかと関連して、——結果として最高裁判決を是認するとしても——この立場を正当化するには更なる説明が必要ではないか。本稿はこのような問題関心に基づき、イングリランド法と

---

(1) 令和2年判決をこのように評価するものとして、水町勇一郎「令和2年判決判批」ジュリ1543号（2020年）4頁。

比較しつつ検討するものである。

結論としては、使用者責任を代位責任として位置づけるのであれば逆求償を正当化することは困難で、イングランド法において逆求償にかかる直接の議論はないものの、むしろ、被用者に対する使用者のある種の（不法行為法上の・契約法上の）保護義務違反として、逆求償を被用者から使用者に対する損害賠償と位置づけることを主張するものである。

以下、まずは令和2年判決を確認するところから議論を始めることにしよう。

## II 令和2年判決の検討

### 1 序——これまでの下級審の状況

下級審を含む裁判例において、逆求償が争われたものは令和2年判決が初めてではない。逆求償をめぐる<sup>(2)</sup>は、従来も地裁判決においてこれを認めるものが存在していたものの<sup>(2)</sup>、このことについて初めて最高裁が正面から判断を示したのが、令和2年判決である。

### 2 令和2年判決の事案の概要

令和2年判決における原告Xの請求は、被告Yの被用者であったXが、

---

(2) 佐賀地判平成27年9月11日労判1172号81頁。逆求償を認める理由として、損害賠償債務には「自ずと負担部分が存在する」という。この事案は独立性の高い被用者であって、損害は物損で比較的小額であったという事情があったようである。この判決の評釈として、高井洋輔「判解」民商155巻3号（2019年）104頁がある。高井弁護士は、四宮和夫博士の体系書を引用した上で「労働者からの逆求償の根拠を、実質的には、不当利得返還義務に相当する損害調整作用に求めることは可能であろう」としている（高井・前掲546頁）。しかしながら、被用者の被害者に対する損賠賠償の支払いによって、「法律上の原因」なく使用者に利得があるといえるかについては、より詳細な論証が必要であると思われる。

Yの事業の執行としてトラックを運転中に起こした交通事故に関し、第三者に加えた損害を賠償したことによりYに対する求償権を取得したと主張して、Yに対し、求償金等の支払を求めるものである。

事実関係の概要は以下の通りである。

Yは、貨物運送を業とする資本金300億円以上の株式会社であり、全国に多数の営業所を有している。Yは、その事業に使用する車両全てについて自動車保険契約等を締結していなかった。

Xは、平成17年5月、Yに雇用され、トラック運転手として荷物の運送業務に従事していた。

Xは、平成22年7月26日、業務としてトラックを運転中、信号機のない交差点を右折する際、交差点に進入してきたAの運転する自転車に上記トラックを接触させ、Aを転倒させる事故を起こした。Aは、同日、本件事故により死亡した。

Yは、Aの治療費として合計47万円余りを支払った。

Aの相続人は、その長男及び二男であった。

二男は、平成24年10月、Yに対して本件事故による損害の賠償を求める訴訟を提起した。平成25年9月、二男とYとの間で訴訟上の和解が成立し、Yは、二男に対して和解金1300万円を支払った。

長男は、平成24年12月、Xに対して本件事故による損害の賠償を求める訴訟を提起した。第1審裁判所は、平成26年2月、46万円余り及び遅延損害金の支払を求める限度で長男の請求を認容する判決を言い渡した。Xは、同年3月判決に従い、長男に対して52万円余りを支払った。

長男が判決を不服として控訴したところ、控訴審裁判所は、平成27年9月、上記判決を変更し、1383万円余り及び遅延損害金の支払を求める限度で長男の請求を認容する判決を言い渡し、その後、同判決は確定した。

Xは、平成28年6月、長男のために1552万円余りを有効に弁済供託した。

第一審（大阪地判平成29年9月29日 Lex/DB 文献番号25565038）では、Xの請求は一部認容された。第一審においては、XとYとの間で、Xが支払った賠償金をその後Yが支払うとの合意の存在が、Xより主張されているが、大阪地裁はこの合意の成立を認定してない。

原審（大阪高判平成30年4月27日 Lex/DB 文献番号25565039）は、次の通り判断してXの本訴請求を棄却した。すなわち、――

被用者が第三者に損害を加えた場合は、それが使用者の事業の執行についてされたものであっても、不法行為者である被用者が上記損害の全額について賠償し、負担すべきものである。民法715条1項の規定は、損害を被った第三者が被用者から損害賠償金を回収できないという事態に備え、使用者にも損害賠償義務を負わせることとしたものにすぎず、被用者の使用者に対する求償を認める根拠とはならない。また、使用者が第三者に対して使用者責任に基づく損害賠償義務を履行した場合において、使用者の被用者に対する求償が制限されることはあるが、これは、信義則上、権利の行使が制限されるものにすぎない。

したがって、被用者は、第三者の被った損害を賠償したとしても、共同不法行為者間の求償として認められる場合等を除き、使用者に対して求償することはできない

という判断である。Xによる上告受理申立て。

### 3 判旨

最高裁は、次のように判示した（破棄差戻し）。

「民法715条1項が規定する使用者責任は、使用者が被用者の活動によって利益を上げる関係にあることや、自己の事業範囲を拡張して第三者に損害を生じさせる危険を増大させていることに着目し、損害の公平な分担と  
50(1242) 法と政治 71巻3号 (2020年11月)

いう見地から、その事業の執行について被用者が第三者に加えた損害を使用者に負担させることとしたものである（最三小判昭和32年4月30日民集11巻4号646頁，最二小判昭和63年7月1日民集42巻6号451頁参照）。このような使用者責任の趣旨からすれば、使用者は、その事業の執行により損害を被った第三者に対する関係において損害賠償義務を負うのみならず、被用者との関係においても、損害の全部又は一部について負担すべき場合があると解すべきである。

また、使用者が第三者に対して使用者責任に基づく損害賠償義務を履行した場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防又は損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対して求償することができるものと解すべきところ（最一小判昭和51年7月8日民集30巻7号689頁）、上記の場合と被用者が第三者の被った損害を賠償した場合とで、使用者の損害の負担について異なる結果となることは相当でない。

以上によれば、被用者が使用者の事業の執行について第三者に損害を加え、その損害を賠償した場合には、被用者は、上記諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から相当と認められる額について、使用者に対して求償することができるものと解すべきである。

この判決には、菅野博之裁判官と草野耕一裁判官による補足意見、三浦守裁判官による補足意見が付されている。

菅野博之裁判官と草野耕一裁判官による補足意見は、任意保険に加入せずに賠償金を支払うことが必要となった場合にはその都度自己資金によって賄う企業の施策を「自家保険政策」と呼び（以下、本稿でも「自家保険政策」の呼称に従う）、「Yが自家保険政策を採用したのは、その企業規模

の大きさ等に照らした上で、そうすることが事業目的の遂行上利益となると判断したことの結果であると考えられる。他方で、Xは、Yが自家保険政策を採ったために、企業が損害賠償責任保険に加入している通常の場合に得られるような保険制度を通じた訴訟支援等の恩恵を受けられなかったという関係にある。以上の点に鑑みるならば、使用者であるYが自家保険政策を採ってきたことは、本件における使用者と被用者の関係性を検討する上で、使用者側の負担を減少させる理由となる余地はなく、むしろ被用者側の負担の額を小さくする方向に働く要素である」としている。

#### 4 令和2年判決の検討

最高裁がこのようにいわゆる逆求償を認めた主な理由は、①使用者責任の趣旨と、②使用者から被用者に対する求償権の制限である。①②の通奏低音となるのは、損害の公平な分担である。では、「使用者責任の趣旨」や「使用者から被用者に対する求償権の制限」とは、どのような意義を有しているのであろうか。このような理由づけは、使用者の被用者に対する帰責の根拠づけとして十分であろうか。

令和2年判決を分析するにあたっては、以上のような理由づけに鑑みると、いくつかの観点からの分析が可能である。第1は、使用者責任の観点からである。第2は、使用者による求償権制限の観点からの分析である。これら2つに加えて、さらに第3の観点として、共同不法行為の見地からのアプローチも可能であろう。この共同不法行為からのアプローチによると、共同不法行為者間の負担部分・求償が明確となり得る。

さらに、第4に、原告Xが第一審において主張したように、使用者と被

---

(3) 令和2年判決の評釈としては先に掲げた、水町・前掲注(1)ジュリ1543号(2020年)4頁、田中洋「判解」法教477号(2020年)141頁がある。水町教授は本判決を適切と評価している。

使用者との合意・契約の観点からの分析も可能であろう。さらには、第5に、使用者の被用者に対する不法行為責任の観点であって、本稿がイングランド法との比較において主張しようとするものである。

第4の観点につき、原告は、第一審判決によると、事故後に賠償義務を引き受ける合意が成立したとして、ある種の契約責任を主張しているが（第一審はこの点につき否定）、不法行為責任は主張していない。

ここで特筆に値するのは、使用者がいわゆる自家保険政策を採用している場合、被用者が保険に加入する手段は極めて限定されることである。この点につき、仮に被用者が自らの自動車保険でいわゆる他車運転特約を付保していたとしても、他車運転特約はあくまで「臨時に」他人の車を運転するものであって、業務として会社の自動車を運転する場合はカバーされない可能性が高いと思われる<sup>(4)</sup>。

では、最高裁はこのような判断を示したが、従来のがわの学説とは整合性が保たれているのであろうか。次に、以上のような観点から、従来のがわの逆求償をめぐる議論を検討することにしたい。

### Ⅲ いわゆる「逆求償」をめぐる従来の学説の議論

#### 1 序

従来のがわの逆求償をめぐる議論においては、民法715条が規定する使用者責任をどのように構成するかが重要な問題となっていた。以下では、まず使用者責任の法的構成を踏まえたうえで、逆求償をめぐる議論を検討

---

(4) 損保ジャパンのHPによるFQAにおいては、「仕事中に会社の車で事故を起こしてしまいました。自分の自動車保険の『他車運転特約』で補償してもらえますか?」という質問に対し「いいえ、仕事中に会社の自動車ですら事故を起こした場合は、『他車運転特約』では補償されません」との回答が示されている ([https://faq.sompo-japan.jp/sgp/faq\\_detail.html?id=40556](https://faq.sompo-japan.jp/sgp/faq_detail.html?id=40556)) (2020年6月15日閲覧)。

していくことにしたい。

## 2 使用者責任の法的構成と逆求償の嚆矢

民法715条の使用者責任の法的構成については、自己責任説が有力に唱えられているもの<sup>(5)</sup>、現在でも代位責任説が多数だと思われる。代位責任説を採用すると、原理的には、逆求償は困難であると思われる。というのも、使用者責任の局面で援用される「危険責任」あるいは「報償責任」はあくまで代位責任を基礎づけるものであって<sup>(6)</sup>、被用者との関係で使用者の無過失での帰責を根拠づけるものではないからである<sup>(7)</sup>。

それにもかかわらず逆求償をめぐる議論が活発化したのは、使用者の求償権を信義則によって制限する判例の登場であったと思われる。この判例に先立つ地裁判決の評釈を主な嚆矢として<sup>(8)</sup>、逆求償の議論が活発化することになった<sup>(9)</sup><sup>(10)</sup>。

## 3 逆求償の可否をめぐる学説の立場

それでは、現在の主な学説<sup>(11)</sup>（主な基本書による）はどのような立場を採用しているのだろうか<sup>(12)</sup>。

---

(5) 田上富信『使用関係における責任規範の構造』（有斐閣、2006年）2－3頁。ただ、代位責任／自己責任は様々な用い方がなされているとの指摘がある（神田孝夫『使用者責任』〔一粒社、新版、1998年〕346頁）。

(6) 我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』（日本評論社、復刻版、1988年）162頁。

(7) 不当利得との関係でも使用者が「法律上の原因」なく利得していると評価することは困難だと思われる。詳しくは後述する。

(8) 最判昭和51年7月8日民集30巻7号689頁。

(9) 松江地判昭和42年11月21日判時517号79頁。

(10) 椿寿夫「判批」判例評論116号（1968年）24頁。

(11) 肩書はすべて教授あるいは准教授とすることをお断りしておく。

この点については、[1] 逆求償に特に触れない立場、[2] 逆求償を肯定する立場、[3] 逆求償に躊躇する立場、[4] 逆求償を否定する立場に分かれる。

[1] 逆求償に特に触れない立場 学説では、特に逆求償に触れないものも見受けられる<sup>(13)</sup>。幾代通＝徳本伸一『不法行為法』（有斐閣、1997年）213頁では、使用者から被用者に対する求償につき、「使用者・被用者間の契約関係のなかで、被用者とその契約上の義務の履行に関連して使用者に損失を与えた場合に、被用者はどのような要件のもとで、またどのような範囲内で使用者に対して債務不履行による損害賠償義務または損失補填義務を負うか」という問題であると位置づけている。

あるいは、そもそも被害者との関係で被用者の不法行為責任成立の制限を志向していると思われる学説も存在する<sup>(14)</sup>。なお、この学説は、「使用者の責任」を提唱されているが、本稿が主張しようとする「使用者の責任」<sup>(15)</sup>とは若干異なる。

[2] 逆求償を肯定する立場 他方で、逆求償を明示的に肯定する立場もある<sup>(16)</sup>。近江幸治教授は「連帯責任の関係に立つと解する以上は、当然

(12) 逆求償をめぐるのは、土居俊平「使用者責任における求償関係——逆求償を中心に」関西大学大学院法学ジャーナル65号（1996年）92頁がある。

(13) 吉田邦彦『不法行為等講義録』（信山社、2008年）、平井宜雄『債権各論Ⅱ不法行為』（弘文堂、1992年）、広中俊雄『債権各論講義』（有斐閣、第6版、1994年）、森島昭夫『不法行為法講義』（有斐閣、1987年）、山野目章夫『民法概論4 債権各論』（有斐閣、2020年）では、逆求償に特に触れていない。

(14) 藤岡康宏『民法講義Ⅴ不法行為法』（信山社、2013年）334頁。

(15) 藤岡・前掲注(14)319頁、337頁。

(16) 潮見佳男『不法行為法Ⅱ』（信山社、第2版、2011年）54頁は「逆求償を認めることに障害はない」としている。他方で、潮見教授は「通説は、被用者が賠償した場合には代位責任の考え方を貫き、逆求償を認めていま

認められるものである」とされている<sup>(17)</sup>。

[3] 逆求償に躊躇する立場　これに対し、学説では、逆求償を認めることに関し躊躇するようと思われる見解も多数存在している<sup>(18)</sup>。

四宮和夫教授は、逆求償の「理論構成は容易ではない」として、「判断に迷う」とされている<sup>(19)</sup>。

内田貴教授は、使用者の被用者に対する求償を制限した昭和51年判決の論理は逆求償を避けるものであることを指摘している<sup>(20)</sup>。

前田陽一教授は、改正民法の連帯債務の規定をも視野に入れたうえで、逆求償が認められるのは、使用者と被用者に共同不法行為が成立する場合に限定されるとする<sup>(21)</sup>。また、前田陽一教授は、改正民法に関連して、逆求

---

せん」とされている（潮見佳男『債権各論Ⅱ不法行為法』〔新世社、第3版、2017年〕150頁）。

吉村良一『不法行為法』（有斐閣、第5版、2017年）232頁はこれを公平の見地から肯定する。

円谷峻『不法行為・事務管理・不当利得』（成文堂、第3版、2016年）247頁は逆求償を認めている。

加藤雅信『新民法大系Ⅴ事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、第2版、2005年）347頁は逆求償を認めている。

橋本佳幸＝大久保邦彦＝小池泰『民法Ⅴ事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、第2版、2020年）277頁〔小池泰〕は、「逆求償を認める余地はある」としている。

(17) 近江幸治『民法講義Ⅵ事務管理・不当利得・不法行為』（成文堂、第3版、2018年）235－6頁。

(18) 野澤正充教授も否定的であると思われる（野澤正充『事務管理・不当利得・不法行為セカンドステージ債権法Ⅲ』〔日本評論社、第3版、2020年〕254頁）。

(19) 四宮和夫『不法行為』（青林書院、1985年）712頁。

(20) 内田貴『民法Ⅱ債権各論』（東京大学出版会、第3版、2011年）498頁。

(21) 前田陽一『債権各論Ⅱ不法行為法』（弘文堂、第3版、2017年）167頁。

ただ、前田陽一教授が引用する澤井教授の議論の理解が、澤井教授の議論をそのまま反映するものかどうかについては、明らかではない部分も残さ

償を「新442条に基づいて認めることは困難であろう」とされている。<sup>(22)</sup>

窪田充見教授は「逆求償までを認めるかについては、被用者の従事していた職務がどの程度の危険を伴うものであるのか、被用者が危険な活動に従事するに際しての拘束性はどの程度の危険を伴うものであったのかといったことを考慮する必要がある」とされている。<sup>(23)</sup>

[4] 逆求償を否定する立場 本稿が目するものは、逆求償を否定する立場である。澤井裕教授は「民法715条では無理があり、企業の行為が民法709条の責任を構成する場合、または使用者と被用者の行為が共同不法行為を構成する場合の負担部分の相互求償としてのみ、筋が通った解決ができる」として逆求償に消極的である。<sup>(24)</sup>

本稿は、このうち澤井裕教授が主張する「企業の行為が民法709条の責任を構成する場合」をさらに追究しようとするものである。

#### 4 学説の検討

学説の状況は、以上のように、民法学の泰斗である四宮和夫教授が「判断に迷う」とされている通り、必ずしも全面的に逆求償に賛成という状況ではなかったことが看取できる。

まず、使用者責任の構成につき、使用者固有の責任（自己責任）とすれば、ある種の共同不法行為となるため逆求償を認めるにつき障害はない。しかし、判例あるいは多数説の採用する立場ではないと思われる。

次に、共同不法行為の成立を逆求償の要件とする見解があるが、逆求償

---

れていると思われる。

(22) 前田陽一・前掲注(21)167頁。

(23) 窪田充見『不法行為』（有斐閣、第2版、2018年）225頁。

(24) 澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、第3版、2001年）314頁。

の局面で、被害者／被用者との関係での使用者の「過失」は積極的に根拠づけられておらず、この点を説明する必要があるのではなからうか。

また、使用者責任の局面において用いられる「危険責任」「報償責任」は、使用者の代位責任を根拠づけるために援用されており、使用者の無過失責任を基礎づけるために主張されているようには解することはできないことを、確認しておきたい。

さらに、逆求償の根拠を、実質的には不当利得返還義務に相当する損害調整作用に求めることは可能とする見解がある<sup>(25)</sup>。しかしながら、代位責任構成を採用する以上は最終的な不法行為の効果は被用者に帰属すると解することになり、被用者の被害者に対する賠償によって、使用者に「法律上の原因」なく利得があると評価することは困難であると思われる。

以上の通り、学説の状況としても逆求償を認めることに躊躇する見解が多く見られた。「危険責任」「報償責任」は使用者責任の基礎とされているところ、それはあくまで代位責任を説明するための原理であって、被用者に対する関係で使用者の無過失での帰責を正当化するものと解することはできないとの帰結を導出することが可能である。

では、目を外国法に転じると、逆求償はどのような議論がなされているのであろうか。この点については、わが国と同様の代位責任および「使用者の責任」を有するイングランド法の議論を参照するのが有益と思われる。続いて、イングランド法の基本的な状況を確認しておくことにしたい。

#### IV イングランド法の参照

##### 1 序——代位責任の基礎と求償権の制限

イングランド不法行為法において、わが国における民法715条が規律す

(25) 高井・前掲注(2)546頁。

(26) イングランド不法行為法を検討するにあたって、本稿では、The Com-58(1250) 法と政治 71巻3号 (2020年11月)

のような使用者責任は「代位責任 (vicarious liability)」として議論されている。そこでは、わが国でのいわゆる逆求償をめぐる問題について正面から議論はなされていない状況である。

他方で、わが国での使用者責任に相当する局面においては、イングランド法においても、使用者から被用者への求償を制限しようとする議論は有力である<sup>(27)</sup>。すなわち、制定法においても、使用者から被用者に対する求償については1978年民事責任 (寄与) 法 (Civil Liability (Contribution) Act 1978) によって認められているが、この使用者 (あるいは保険会社) から被用者への求償を制限すべきことについては盛んに議論がなされている<sup>(28)(29)</sup>。ただし、それ以上に、このことを根拠として、被用者から使用者に対する求償を認めるべきと主張する見解を見出すことはできなかった<sup>(30)</sup>。

それでは、わが国のいわゆる逆求償についてイングランド法からなら

---

mon Law Library, Clerk and Lindsell on Torts, 22ed., 2018; Cristian Witting, Street on Torts, 15<sup>th</sup> ed., 2018; Simon Deakin and Zoe Adams, Markesinis and Deakin's Tort Law, 8<sup>th</sup> ed., 2019 を参照した。以下ではそれぞれ、「Clerk and Lindsell 2018」「Street on torts 2018」「Markesinis 2019」と略記する。

(27) Markesinis 2019, at 568. 実際に求償を請求するのは、使用者の保険会社となるとのことである (*ibid.*)。

(28) アメリカ法においても、使用者から被用者に対する求償が求められることはないとのことである。Dan B. Dobbs, *The Law of Torts*, 2000, West, p. 907.

(29) オーストラリアでも使用者が被害者に対して損害賠償に応じた場合被用者に対する求償が認められているが、この求償の内容としては、使用者／被用者間の雇用契約の内容として使用者に損害を与えないことが黙示に合意されており、この契約条項の内容として求償がなされるということが説明されている (Peter Cane et al., *The Law of Torts in Australia*, 5<sup>th</sup> ed., 2012, 789-90.)。実際上、被用者が故意の不法行為を行わない限りは、使用者の求償権が行使されることは稀であると指摘されている (*ibid.*)。

(30) Markesinis 2019, at 568.

学ぶべきことはないであろうか。本稿はそのようには考えない。まずは、わが国における使用者責任に相当する代位責任 (vicarious liability) の基礎を確認することから始めていくことにしよう。

## 2 イングランドにおける代位責任の基礎

イングランド不法行為法において、被用者が第三者に加えた損害の使用者の責任については、「代位責任 (vicarious liability)」の問題として、議論がなされている。

つまり、被用者が被害者に損害を加えた場合において、イングランド法では、被害者に対する使用者の固有責任 (master's tort) がなされたと解するのではなく、被用者によってなされた不法行為 (servant's tort) の代位責任構成が採用されているのである。<sup>(31)</sup>

このイングランド法における代位責任の基礎は、①使用者は支払い能力があること (deep pocket)、②使用者が事業から利益を受けていることなど様々な理由が掲げられているが、つまるところ、代位責任は使用者が責任を負うべきであるという「公共政策 (public policy)」によると説明されている。<sup>(33)(34)</sup>

もちろん、使用者について被害者に対する過失を基礎とする不法行為も想定しうるが、それは代位責任 (vicarious) ではなく、単なる通常的不法行為 (primary) であると説明されている。<sup>(35)</sup>

(31) Clerk and Lindsell 2018, at 6-60.

(32) Markesinis 2019, Street on torts 2018, at 611.

(33) Clerk and Lindsell 2018, at 6-60.

(34) イングランド法における「公共政策」については、「被害者の『違法性』と公共政策 (公序良俗)・過失概念」広法29巻4号 (2006年) 25頁参照。

(35) Clerk and Lindsell 2018, at 6-60.

先に掲げたイングランドにおける代位責任の根拠としての、①使用者が支払い能力を有すること (deep pocket), ②使用者が被用者の活動によって利益を得ようとした以上、そこから発生したリスクは使用者が負担すべきことは、<sup>(36)</sup>このような「公共政策」の内容として位置づけられることになる。①の支払い能力とは、要するに、使用者は保険を付保することができるという趣旨である。<sup>(37)</sup>

しかしながら、このような理由づけでは、非営利目的の団体についても代位責任が発生することを上手く説明することができない。<sup>(38)</sup>このため、*Mohammud v. Wm Morrison Supermarkets plc.* <sup>(39)</sup>判決においては次のような判示がなされている。

#### [事案の概要]

被告である有名なスーパーマーケット (モリソンズ) に勤務するソマリア出身の原告は、同じスーパーマーケットに勤務する同僚Kの人種差別的な暴行によって被害を被ったが、これは、被告管理職の制止にもかかわらずカウンターから出たKが原告を呼び出し、前庭に停車中のKの自動車においてなされたものであった。原告は暴行による損害の賠償を被告に対して求めた。

原告は従来密接な関連性基準 (close connection test) ではなく、新たにより広い代理権限基準 (representative capacity test) を採用するよう求めた。

イングランド最高裁判所は原告の請求を認め、次のような代位責任の基

---

(36) Street on Torts 2018, at 611.

(37) Street on Torts 2018, at 612.

(38) 同様の問題はわが国における非営利団体についても使用者責任は発生し得ると思われる。

(39) [2016] AC 677.

礎づけを示した。すなわち、使用者は被用者による不法行為を惹起せしめた（put into motion）のであり、不法行為発生リスクを引き受けており、被害者救済の重要性を代位責任の基礎とすることを示唆している。<sup>(40)</sup>

イングランド法において、代位責任が成立すると、使用者と被用者は共同不法行為の関係に立つとされている。<sup>(41)</sup>ここから、使用者による被用者に対する求償（およびその制限）が議論されているものの、被用者から使用者に（逆）求償が可能かどうかについては、議論がなされていない。<sup>(42)</sup>

では、イングランド法において、このような代位責任とは区別されて、使用者は被用者に対してなんらの責任も負わないのであろうか。<sup>(43)</sup>あるいは、仮に被用者が被害者に対して損害の賠償をした場合、使用者に対するなんらの請求も不可能なのであろうか。それらは、次に検討する「使用者の責任（employer's liability）」によることになる。

### 3 イングランドにおける「使用者の責任」の基礎

雇用関係にある被用者が使用者の責任によって損害を被った場合、イングランド不法行為法においては、わが国の民法715条使用者責任に相当する代位責任ではなく、「使用者の責任」と呼ばれる別個独立の不法行為類型による救済が認められている。<sup>(44)(45)</sup>

(40) [2016] AC 677, at [40]. *see*, Street on Torts 2018, at 612.

(41) Markesinis 2019, at 568.

(42) Markesinis 2019, at 568.

(43) Street on Torts 2018, at 588. では、被用者は裁判所ではなく、使用者の組織内において規律違反による手続きの対象となると述べている。令和2年判決の事案における「懲罰委員会」において40万円の支払いを求めたような手続きを想定していると思われる。

(44) 従来イングランドにおける「使用者の責任」のわが国への紹介として、米津孝司「英国の労働（者）災害における使用者責任法理——初期コモン・ロー法理の生成をめぐって（1）（2・完）」立命203号（1989年）56

すなわち、この領域は「employer's liability」として議論されており、これは、使用者の被用者に対する不法行為責任のことを指す。ただ、この「使用者責任」は一般のネグリジェンス責任と異なるところはないと位置づけられている。<sup>(46)</sup>

つまり、*White v. Chief Constable of South Yorkshire Police* 判決<sup>(47)</sup>における Hoffmann 卿の判示によると「使用者の被用者に対するネグリジェンスを基礎とする責任は、固有の規律を有する不法行為類型の一つではない。単に通常のネグリジェンスの不法行為の一側面にすぎない」とされている。<sup>(48)</sup>

### [事案の概要]

いわゆるヒルズボローの悲劇において（サッカースタジアムに群衆

---

頁, 207号(1990年)89頁, 向田正巳「過失責任の危険責任化について——労災における使用者の労働者に対する注意義務を中心にして」一橋研究23巻4号(1999年)33頁, 鈴木隆「職場における労働者のストレスに対する使用者責任」労働判例833号(2002年)96頁, 上田達子「労災補償制度に関する一考察——イギリス労災補償制度改革に関連して」同法54巻6号(2003年)22頁, 鈴木隆「信義則違反が原因の従業員の精神的損害に対する使用者責任」労働判例879号(2004年)96頁, 同「職場環境に起因する従業員のストレスに対する使用者の責任」労働判例899号(2005年)96頁, 佐野隆「制定法上の不法行為と使用者責任——英国における職場でのハラスメント」帝塚山法学14号(2007年)160頁, 小宮文人「イギリスの使用者概念・責任」季刊労働法219号(2007年)130頁, 同「イギリス労働法制の検討と分析」『イギリス労働法の新展開』(成文堂, 2009年)88頁, 阿部理香「ストレス性作業関連疾患に対する使用者の法的責任の展開——イギリス法を中心に」九大法学111号(2015年)86頁があるが, 主に労働法研究者による紹介が多い。

(45) イングランド不法行為法は、わが国における民法709条のような形で一元化されておらず、いくつかの不法行為(tort)が束になる形(law of torts)で形成されている。

(46) Clerk and Lindsell 2018, at 13-04.

(47) [1999] 2 AC 455.

(48) [1999] 2 AC 455, at 506.

が殺到しすぎたために将棋倒しになり多数の死者が発生し、その悲惨な状況がテレビ中継された事案)、悲劇を目撃したことによって PTSD に罹患したとして、救助にあたった警察官が、このことによる損害の賠償を求めて使用者(警察本部長)を訴えた事案。

しかしながら、もちろん、使用者と被用者には密接な関連性が認められるため、これがどのような不法行為法上の注意義務を形成するかが、ここでの焦点となる。<sup>(49)</sup>

使用者の責任は4つの局面に分けて議論がなされている。<sup>(50)</sup> すなわち、①適任のスタッフを配置すること (competent staff)、②十分な設備を用いること (adequate materials)、③職場の安全、④適切な組織 (proper system) という4つの局面である。その中でも、②適切な設備を用いることという事案類型があるが、任意保険が付保されていない事業用トラックの運転は、設備の適切さに欠けると評価可能ではなからうか。

あるいは、使用者の被用者に対する義務類型としては、④適切な組織を整える義務も指摘されている。<sup>(51)</sup> 被用者による方が一の事故について、賠償責任保険の体制を整えることについて、この類型に包摂されると解すべきではなからうか。

使用者の責任の具体例としては、海外出張の際に海外旅行保険を付保する義務が議論になっている。<sup>(52)</sup> *Reid v. Rush and Tompkins Group plc.* 判決は、<sup>(53)</sup> 次の通りである(以下「Reid 判決」という)。

(49) Clerk and Lindsell 2018, at 13-04.

(50) Markesinis 2019, at 536-9.

(51) Markesinis 2019, at 539.

(52) Markesinis 2019, at 534.

(53) [1990] 1 WLR 212.

### [事案の概要]

原告は被告使用者の命令によってエチオピアに海外赴任することになったが、第三者の過失による自動車事故に対する原告を被保険者とする保険に加入することも、従業員にこのようなリスクに備える保険に加入するようアドバイスをすることも怠った。エチオピアにおいて、氏名不詳者の過失による自動車事故に遭遇した原告は重篤な傷害を負ったものの、十分な損害の填補を受けることができなかった。

*Reid* 判決では、結論として使用者の責任は否定されたが、その理由は次に扱う英米法に特徴的な純粹経済損害の問題であるため、わが国における使用者の責任の④適切な組織の事例として十分参照に値すると思われる。

つまり、①適任のスタッフを配置し、②十分な設備を用い、③安全な職場環境を整え、④適切な組織を構築することは、使用者の責任の重要な根拠となる。主に議論されているのは安全な設備を整えることであるが、業務用のトラックに賠償責任保険を付保することもここに含まれると理解することも可能であろう。

ただ、使用者の責任が成立するとしても、寄与過失の抗弁はあり得る。<sup>(54)</sup> この場合、逆求償との関係では、被害者に賠償した被用者は一部自己負担することと等しいことになる。

このように、使用者の被用者に対する不法行為責任を観念するとしても、英米不法行為法ではさらなるハードルを越える必要がある。それが、次の純粹経済損害の問題である。

#### 4 純粹経済損害としての使用者の責任

もともとイングランドにおける使用者の責任は、主に労働災害の事案を

---

(54) Markesinis 2019, at 530-1. わが国における過失相殺に相当する。

想定して議論がなされてきた。近年では、精神的な損害が賠償範囲に含まれるかが議論されている。本稿が注目するのは、いわゆる純粋経済損害である。<sup>(55)</sup> 純粋経済損害は原則としてネグリジェンスによる損害賠償の範囲に含まれないが、どのような場合に純粋経済損害の賠償請求可能かが盛んに議論されている。

従来は、既述の通り、*Reid* 判決において、エチオピアに赴任する従業員が現地でひき逃げにあったという事実関係で、使用者が保険に加入するよう助言しなかった企業について純粋経済損害を理由として請求が棄却<sup>(56)</sup>されているが、<sup>(57)</sup> 今日ではその後の2件の貴族院判決に照らし合わせて考察する必要があると説かれている。<sup>(58)</sup>

第1は、*Spring v. Guardian Assurance Ltd.* <sup>(59)</sup> 判決である（以下「*Spring* 判決」という）。

#### 〔事案の概要〕

原告Xは保険会社である被告Yのセールスマネージャーとして雇用されていたところ、被告を退職して他の保険会社に転職することにした。ところが、保険業界の自主規制として、他の保険会社に雇用されていた者を採用する場合は元の保険会社にその者につき照会する必要

---

(55) 英米法における純粋経済損害の問題については多数の論稿があるが、私が最近扱ったものとしては、拙稿「建物の瑕疵にかかる建築業者・購入者の十分な近接性と不法行為責任」法と政治69巻2号（2017年）219頁があり、基本的な法状況についてはそちらを参照願いたい。

(56) ただし、この事案でも使用者による責任の引受けが認定できれば、損害賠償請求を認めることが可能であったことが説かれている（*Markesinis* 2019, at 534., n. 33.）。

(57) *Reid v Rush and Tompkins Group plc.* [1990] 1 WLR 212. *see*, *Markesinis* 2019, at 534.

(58) *Markesinis* 2019, at 534.

(59) [1994] 3 All ER 129.

があったところ、被告保険会社Yの紹介状がネグリジェンスによってXの評価が悪く記されていたため、Xは他の保険会社に就職することができなかった。原告Xから被告Yに対して損害賠償請求がなされた。

第一審では原告の請求は認められたものの、控訴院では原告の請求は棄却。その理由は、このような事案において名誉毀損で争うのは格別、被告は原告に対してなんら注意義務を負っていないというものであった。

貴族院は、被告は原告に対して責任の引受けがなされていたとして上訴を認めた。この判決は、純粹経済損害にかかるリーディング・ケースである *Hedley byrne v. Heller* 判決<sup>(60)</sup>の拡張のようにも見えるが、相違点も指摘<sup>(61)</sup>されている。

第2に、*Scally v. Southern Health and Social Service Board* 判決<sup>(62)</sup>は次の通りである（以下「*Scally* 判決」という）。

#### [事案の概要]

原告ら4名は被告Yに雇用されていた医療従事者であるが、あと数年勤務すれば年金が割増されることを被告病院から適切に説明されていなかった。これは、北アイルランド退職年金規則に違反するものであった。このことによって被った損害の賠償を求めて、原告らから被告Yに対して訴えが提起された。

貴族院は、年金に関する適切な情報を従業員に提供しなかったことにつき、不法行為責任を肯定した。この事案では、不法行為責任よりもむしろ黙示の契約責任が追及されている。ただし、この法律構成の違いを強調するのは妥当ではない。というのも、*Spring* 判決において、*Woolf* 卿は「従

---

(60) [1964] AC 294.

(61) *Markesinis* 2019, at 534.

(62) [1992] 1 AC 294.

来裁判所は物理的損害の事案において雇用契約に黙示の条項を読み込んできた。経済的損害の事案においてもこのような黙示の条項を読み込むことは不可能ではない」と判示しているからである。<sup>(63)</sup>

結論としては、純粋経済損害の規律につき責任の引受けをメルクマールとしたリーディング・ケースである、*Hedley byrne v. Heller* 判決の拡張<sup>(64)</sup> (extension) と位置づけることが可能であって、責任を引き受けたかどうか<sup>(65)</sup>が重要となる。その意味では、かねてから指摘されてきている通り、純粋経済損害の領域は契約責任との交錯領域といえよう。

## 5 小括

以上、本稿では、民法715条の使用者責任において代位責任構成を採用したうえで、いわゆる逆求償は可能かという問題意識に基づいてイングランド法を検討してきた。そこでは、以下のようなことが明らかとなった。

まず、【1】使用者責任の基礎として、イングランド最高裁判所において、損害を惹起せしめた (put in motion) ことに求めることを示唆する判決がある。

次に、【2】イングランド法では、使用者の被用者に対する責任につき、「使用者の責任」という、代位責任とは区別された別個の不法行為類型が認められている。そこでは、①適任のスタッフを配置すること、②十分な設備を用いること (adequate materials)、③安全な職場環境とすること、④適切な組織 (proper system) を構築するという4つの局面に分けて議論がなされている。

さらに、【3】被用者が被害者に対して損害の賠償を行った場合、イン

(63) see, Markesinis 2019, at 534.

(64) [1964] AC 294.

(65) Markesinis 2019, at 534.

グランド法の観点からは純粹経済損害と評価される場合がある。この場合は、責任の引受けが加重要件とされている。

このようなイングランド法の立場によると、十分かつ適切な設備や組織を整備する義務に違反することによって使用者は被用者に対して損害賠償責任を負う可能性があり、被用者が事故を惹起した場合に適切な保険を付保していない場合は、——自家保険政策という合理的な経営判断をする以上——使用者によってこのような損害を賠償する責任は引き受けていると解することができるのではなかろうか。

このような仮説に基づいて、引き続き項を改めて検討していくことにしよう。

## V 検討——帰責の観点から

### 1 ここまでのまとめ

以上、ここまでは、わが国の問題状況を分析した後、イングランド法の立場を参照してきた。そこからは、以下のようにまとめることが可能である。

すなわち、[1] わが国の議論状況の分析からは、代位責任説を採用する限り、逆求償は理論的に極めて困難であると思われる。なぜなら、使用者責任の局面において援用される危険責任・報償責任は被害者との関係で使用者の代位責任を基礎づけるものであり、被用者との関係で使用者の帰責を根拠づけるものではないからである。

また、不当利得による逆求償の説明についても、代位構成を採用すれば最終的に損害賠償が帰責されるのは被用者であって、使用者が「法律上の原因」なく利得していると評価することも困難で、この構成も採用し得ない。

そして、[2] 自家保険政策を採用することそのものは使用者の経営判

断として尊重されるが、そのことによって被用者は保険によって自衛することができなくなってしまう（他車運転特約は限定的である）。そこで、使用者が自家保険政策を採用している場合は、被用者が保険で保護されなくなったことを使用者の帰責根拠と評価し、損害賠償請求を認めるべきではないかとの仮説が定立される。

他方で、イングランド法との比較においては、逆求償の議論はわが国に特徴的な議論のようにも思われる。<sup>(66)</sup> イングランド法の検討からは、【1】使用者責任の基礎を、損害を惹起せしめたこと（put into motion）に求める判決があり、【2】イングランド法では、使用者の被用者に対する責任につき、「使用者の責任」という、代位責任とは区別された別個の不法行為類型が認められており、ここでは、①適任のスタッフを配置すること、②十分な設備を用いること（adequate materials）、③安全な職場環境とすること、④適切な組織（proper system）を構築するという4つの局面に分けられており、【3】被用者が被用者に対して損害の賠償を行った場合、イングランド法の観点からは純粋経済損害と評価されることになるが、これは、責任の引受けが加重要件とされていることが明らかとなった。

以下、それぞれについて分析していく。

## 2 不当利得としての逆求償？

まず、逆求償を不当利得の観点から説明する見解について改めて触れておきたい。<sup>(67)</sup> 高井弁護士は、四宮和夫博士の体系書を引用した上で「労働者

(66) もとより、イングランド法その他、フランス法あるいはドイツ法などの議論は参照できていない。

(67) 共同不法行為の成立を逆求償の要件とする見解については「Ⅱ」で詳細に検討したため重ねて触れないが、使用者は、被害者との関係で帰責が説明されていないことを確認しておきたい。

からの逆求償の根拠を、実質的には、不当利得返還義務に相当する損害調整作用に求めることは可能であろう<sup>(68)</sup>」としている。しかしながら、被用者の被害者に対する損害賠償によって、「法律上の原因」なく使用者に利得があるといえるかについては、より詳細な論証が必要であると思われる。

というのも、使用者責任において代位構成を採用するのであれば、原理的には、いかに使用者による求償が信義則によって制限されるとしても、最終的には被用者が損害賠償義務を負担すると評価せざるを得ず、使用者が「法律上の原因」なく利得しているとは評価することはできないと思われるからである。

### 3 使用者責任の基礎

わが国においては、使用者責任の基礎として、永らく、①報償責任と、②危険責任が語られてきたが、新たな基礎を模索すべき時が到来しているのではなかろうか。すなわち、使用者責任の基礎づけを報償責任・危険責任とする立場は従来の伝統的な立場から大きく変化していないが、その後の非営利組織の活発化等によって、この報償責任による説明がうまく当てはまらない組織が増大しているからである。

この点について、代位責任の理論的基礎についてはイングランド法においても混乱が観察されたものの<sup>(69)</sup>、【1】使用者責任の基礎を、損害を惹起せしめたこと（put into motion）に求めることを示唆する判決が現れている。

### 4 使用者の責任——自家保険政策による使用者の帰責

最近まで、逆求償については、ある種 obsolete な議論であるとも思わ

---

(68) 高井・前掲注(2)546頁。

(69) Markesinis 2019, at 541-3.

れたが、最高裁が正面からこれを認めたとも思われる令和2年判決によって改めて検討する価値が認められ、この法的位置づけが急務であることが明らかとなった。というのも、令和2年判決は従来の学説の議論と相容れない部分も大きく、単に「最高裁が逆求償を認めた」と評するのみでは不十分で、逆求償を認めたと評価するのであれば、その位置づけ・根拠のより詳細な説明が必要となるからである。

この点について、イングランド法の検討によれば、逆求償にかかる直接の議論はないものの、【2】被用者から使用者に対する不法行為責任を請求する文脈において、①適任のスタッフを配置すること、②十分な設備を用いること（adequate materials）、③安全な職場環境とすること、④適切な組織（proper system）を構築するという4つの局面に分析がなされていた。

すると、本稿のような分析からは、使用者による自家保険政策の採用は使用者が十分な資産を有する限り合理的な経営判断ではあるものの、これによって被用者は事実上保険によってカバーされることがなくなるため、使用者による自家保険政策は、②の十分な設備を用いること、④適切な組織を構築することという義務に違反し、被用者に対する損害賠償責任を基礎づけられると思われる。すなわち、自賠責保険のみで任意保険が付保されていない事業用トラックは十分な設備ではなく、また、適切な組織とも評価することはできないと思料する。自家保険政策の採用は使用者の経営判断としては合理的であるとしても、被用者はそのことによって保険で自衛することができなくなってしまう（他車運転特約では限定的な場合しかカバーされない）。そこで、自家保険政策を採用し、被用者が保険でカバーされなくなったことをある種の（不法行為法上の）保護義務違反による使用者の帰責根拠として、被用者から使用者に対する損害賠償請求を認めるべきである。

## 5 純粹損害としての逆求償——責任の引受け

また、このような被用者の使用者に対する請求は、令和2年判決の事案にも見られる通り、【3】被用者が被害者に対し損害賠償を支払ったという意味で純粹に経済的な損害となるが、そもそも使用者が自家保険政策を採用することによって、このような場合、使用者が損害賠償責任を引き受<sup>(70)</sup>けていると解すべきである。<sup>(71)</sup> <sup>(72)</sup>

このように解すると、令和2年判決は逆求償を認めたというよりは、むしろ、イングランド法にいう「使用者の責任」を採用し、使用者の被用者に対する不法行為責任を認めたものと解すべきではなからうか。

もっとも、このように解しても、「使用者の責任」はあくまで不法行為に基づく責任であるため（わが国においては、安全配慮義務違反に基づく契約責任と構成することも可能であろう）、過失相殺は認められると解され、過失相殺が可能なことが、逆求償や逆求償を不当利得の観点から説明する議論を上回る損害賠償構成の利点であると思料する。<sup>(73)</sup>

## 6 残された課題

残された課題としては、使用者が法人である場合、古くからの問題であるが、法人の不法行為責任に関する詰め議論をする必要がある。イングランド法においては、特にこの点は障害とはなっていない。ただ、この問題については、わが国においても名誉毀損の不法行為の加害者は出版社等の法人であることが多いが、この点は特に問題とされていない。<sup>(74)</sup>

---

(70) 損害項目として、被害者に支払った損害賠償を含むことになる。

(71) イングランド法の使用者責任は、使用者と被用者の密接な関係を前提とした、ある種の保護義務である。

(72) 実際、令和2年判決の事案においても使用者は被害者の治療費等を自発的に支払っている。

(73) 信義則によるよりも、説得力を有すると思われる。

また、本稿ではイングランド法を参照し、使用者の責任を不法行為責任と構成したが、この責任はとりわけ純粋経済損害の局面において責任の引受けが問題となるものであって、わが国においては、2017年の債権法改正によって不法行為責任と契約責任はかなり近接するに到っているが、むしろ安全配慮義務の問題として捉える方が、これまでの議論との整合性を保持しやすい可能性もある。

つまり、自家保険政策を採用するにあたって、使用者／被用者間の雇用契約に「事故が発生した場合、使用者が責任を引受ける」との黙示の条項を読み込むことも可能であると思われる。その意味で、純粋経済損害の問題は、契約法と不法行為法の交錯領域に位置づけられよう。

## VI おわりに

以上、本稿では令和2年判決を契機として、いわゆる逆求償について検討してきた。その結果、過失責任主義を採用するわが国において、使用者責任を自己責任ではなく代位責任と構成するのであれば、原理的には逆求償を正面から認めるのは困難で、被用者から使用者に対する責任の引受け——つまり、自家保険政策の採用——を理由とする損害賠償責任と構成することを主張するものである。

すなわち、学説では共同不法行為の成立を逆求償の要件とする見解が有力であったが、使用者責任における代位構成を前提とすると、被用者との関係で使用者の帰責は根拠づけられておらず、この構成を採用することはできない。

そうしたうえで、被用者から使用者に対して被害者に支払った損害賠償額の支払いを求めるのであれば、契約構成であれ、不法行為構成であれ、

---

(74) 窪田・前掲注(23)77頁。

ある種の安全配慮義務違反を理由とした損害賠償請求とすべきであると思料する。

つまり、いわゆる逆求償を使用者の被用者に対する不法行為責任と構成すれば、使用者は自家保険政策を採用することによって——自家保険政策を採用すること自体は十分な資産を有する限り経営判断として全く不合理ではないものの——、被用者に対して被害者に対する損害賠償責任を引き受けていると評価することが可能である。

今後の逆求償をめぐる議論については、令和2年判決を契機として、このような見地から再構成されるべきではなかろうか。

## Can Employees Claim Indemnity to Employers? —The Difference Between Vicarious Liability and Employer’s Liability—

Kunihiro ONISHI

Victims who have suffered damages due to the act of the employee can claim damages to the employer, and this aspect is regarded as the vicarious liability as per the Japanese Civil Law Section 715. Hence, the employer who compensates the damage to the victim can claim the employee for indemnity. However, if the employee compensates the victim for damages, is it possible for the employee to demand indemnity from the employer? This aspect is therefore the problem of *Gyakukyusyo* (reverse indemnity).

The Supreme Court of Japan has recently passed a judgement to grant indemnity to an employee who has compensated for the victim’s damages (hereinafter referred to as *R v. Fukuyama transporting Co., Ltd.*). However, this judgment is difficult to position from the viewpoint of the conventional doctrinal theories.

But, what does the English law states regarding the abovementioned situation?

As per the English law, as in the Japanese law, a victim who has suffered damages due to an act of the employee can claim damages to the employer; this aspect is regarded as the vicarious liability. In addition, the employer who compensates the damage to the victim can claim the employee for indemnity.

However, if the employee compensates for the damages to the victim, then can the employee claim for a reimbursement from the employer?

In this regard, there is no particular discussion in the English law.

The English law comprises the ‘employer’s liability’ that suggests that an employee who suffers damage due to the act of the employer can claim compensation for damages from the employer.

Thus, the *Gyakukyusyo* (reverse indemnity) recently approved by the Supreme Court of Japan (*R v. Fukuyama transporting Co., Ltd.*) should be perceived as a claim for tortuous damages from the employee to the employer.

論

説